

新たな運動の展開を！ 地域に入ってみましょう

12月9日(土)東深井で訪問署名活動

学習会

11月11日の呼びかけ人会では「国民投票法案」「教育基本法改悪案」「防衛庁の省昇格」の問題で簡単な学習会を行いました。それぞれ世話人のなかの永田、石林、齋藤の三人で分担報告。

国民投票法案.....憲法改悪のための手続きに留まらず、国の憲法を変えるかどうかと言う大問題に公務員や教育者などに運動に関与させない、つまり憲法を守るために改悪反対の運動をすることを禁止するなど基本的人権を奪い、マスコミでの政党の報道も国会議員数で委員を割り当てた広報協議会で決めて制限するなど賛成派オンパレードになりかねないといんでもないものです。しかも有効投票の過半数で決まりという低いハードルを意図しています。(棄権・ボイコットはもとより、一部賛成だが九条は変えたくないの白紙などという投票もすべて無効票となる)

新教育基本法案.....二度と戦争に向かわないよう国家の教育介入をさせず個人の尊厳、心の自由を守るために憲法と一体のものとして制定されたのが教育基本法です。「愛国心」だけが問題のように報道されていますが、憲法との関係を断ち切り、個人の尊厳よりも「伝統」や「我が国と郷土を愛する」などのさまざまな「態度」を養うことを強調するものです。そして「不当な支配に服することなく、国民全体に直接責任を負う」としているものを、なんと「法律に従う」と変えてしまうのです。戦前明治憲法でも様々な権利は羅列されていましたが、「法律の範囲内において」となっていたため治安維持法など悪法を作って権利を奪っていきました。なによりも改訂理由が全く示されていません。防衛庁の省昇格法.....防衛庁設置法を変え、内閣府の下にあった防衛庁を省にして、予算要求なども独自に出せるようにする。併せて自衛隊法を変え「我が国の防衛」だけでなく領域外の任務をも「本来任務」にしようというもの。いままで「イラク特措法」など、時限・特別立法で自衛隊をPKOや「周辺事態」に海外へ送っていたが、今後いつでも派兵できるようにするというわけです。

これらすべてが憲法改悪を先取りした中身を持っています。

国会では与党ばかりか民主党も防衛省昇格法に賛成をしてみましたし、民主党は国民投票法制定、教育基本法改定にももともと賛成ですから、これらの法案が12月15日までの今会期中に成立する危険性が極めて大です。

今後の運動の在り方 今後の運動を話し合いました。

地域訪問署名活動 12月9日(土)14:00~16:00(14:00 森の図書館ロビー集合)

東深井地域(ルアジーランド、ハートフルタウン)で各戸を戸別訪問し、憲法九条を守る署名活動することにしました。2、3人ずつ組になって各家を訪ねて署名を訴え、出来れば呼びかけ人などになっていただくものです。初めての試みです。気軽にご参加下さい。

7日には事前に地域にチラシを配布します。こちらも参加、よろしく。

10:00 森の図書館集合

連絡先 TEL/FAX

阿部(04-7140-7605)

石林(04-7154-7511)

齋藤(04-7143-0374)

三原(04-7152-6559)